**臨 時 株 主 総 会 議 事 録**

開催場所　　　当会社本店

開催日時　　　平成　　年　　月　　日　　午前　　時　　分

閉会日時　　　平成　　年　　月　　日　　午前　　時　　分

　総株主数 　　名

　発行済株式総数 　　株

　（自己株式の数　　株）

　議決権を行使することができる株主数 　　名

この議決権数 　　個

　出席株主数（委任状による出席を含む） 　　名

この議決権数 　　個

　出席取締役　〇〇〇〇，〇〇〇〇，〇〇〇〇

出席監査役　〇〇〇〇

　上記のとおり株主総会の定足数に必要な株主の出席があったので，定款の定めにより，代表取締役社長〇〇〇〇が議長となり，開会を宣し，議事に入る。なお，本株主総会は，招集手続を経ないことにつき株主全員の同意を得ている。

**第１号議案　　役員および従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件**

　議長は，以下の要領により，業績向上の意識を高めるため，会社法第２３８条の規定により，役員および従業員に対して新株予約権を発行したい旨説明したところ，満場一致をもって承認可決された。

１　特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

　　当社の役員および従業員の当社に対する経営参画意識を高め，業績向上に対する意識や士気を喚起することを目的として，会社法第２３８条の規定に基づき下記の要領により，第三者に対し，特に有利な条件を持って新株予約権を発行するものである。

２　新株予約権の割当を受ける者

　　別紙に記載する当社の取締役および従業員（以下「対象者」と総称する。）。

３　新株予約権の内容および数

（１）新株予約権の名称および数

　　　名称　第○回新株予約権

　　　数　　○個

　　　新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は，当社普通株式○株とする。ただし，後記（２）に定める付与株式数の調整を行った場合は，同様の調整を行う。

（２）新株予約権の目的である株式の種類および数

　　　当社普通株式とし，その数（以下「付与株式数」という。）は，●株とする。

　　　ただし，当社が，本議案の決議日（以下「決議日」という。）後，株式分割または株式併合を行う場合，次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。また，決議日後，当社が資本金の額の減少を行う場合等，付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは，資本金の額の減少等の条件等を勘案の上，合理的な範囲で付与株式数を調整する。

　　　なお，かかる調整は，新株予約権のうち，当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ，調整の結果生じる１株未満の株式についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割・併合の比率

（３）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

　　　新株予約権１個当たりの行使時における払込金額は，新株予約権の行使により発行または移転する当社普通株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた金額とし，発行当初の行使価額は新株予約権１個当たり金○円とする。

　　　なお，新株予約権発行後，当社が株式分割，株式併合を行う場合は，次の算式により行使価額を調整し，調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

調整後　　　　調整前　　　　　　　　　　１

行使価額　＝　行使価額　×　――――――――――――

　　　　　　　　　　　　　　株式分割または株式併合の比率

また，割当日後，行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合等，行使価額を調整することが適切な場合は，当社は，次の算式により行使価額を調整し，調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　新規発行株式数　　　　１株当たりの払込金額

　　　　　　　　　　　　　　　既発行　　　または処分株式数　×　または処分価額

調整後　　　　調整前　　　　　株式数　＋　　　　　　　１株当たり時価

行使価額　＝　行使価額　×　―――――――――――――――――――――――――

　　　　　　　　　　　　　　　　既発行株式数　＋　新規発行株式数または処分株式数

　　　上記算式において「既発行株式数」とは，当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに，決議日後，当社が資本金の額の減少を行う場合等，付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは，資本金の額の減少等の条件等を勘案の上，合理的な範囲で行使価額を調整する。

（４）新株予約権を行使することができる期間

　　　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行使期間の最終日が会社の営業日でない日に当たる場合は，その直前営業日が最終日となる。）。

（５）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

　　　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は，会社計算規則第１７条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし，計算の結果１円未満の端数が生じたときは，その端数を切り上げる。

　　　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は，上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

　　　新株予約権者は，新株予約権を第三者に譲渡することはできず，また，いかなる理由であれ，担保権の対象とすることはできない。

（７）新株予約権の行使の条件

　　①　新株予約権者は，その行使時において，当社の役員，当社の従業員または当社が承認する社外の協力者の地位にあることを要する。ただし，定年退職，社命による他社への転籍，その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。

　　②　新株予約権者が死亡した場合は，相続人がその権利を行使することができるものとする。

　　③　新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（１月１日から１２月３１日まで）の合計額は，１，２００万円を超えてはならない。

　　④　新株予約権者は，租税特別措置法第２９条の２第１項第６号の規定に従い，新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお，かかる証券業者については，追って当社より新株予約権者に通知する。

　　⑤　その他の条件については，新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

（８）新株予約権の取得事由

　　①　新株予約権者が前記（７）に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合，または新株予約権の全部または一部を放棄した場合は，当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

　　②　新株予約権者が権利行使する前に禁錮以上の刑に処せられた場合，当社は，当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

　　③　新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反した場合，当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

　　④　新株予約権割当契約の規定に基づき新株予約権が失効した場合，当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

（９）組織再編時の取扱い

　　　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。），吸収分割，新設分割，株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において，組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し，それぞれの場合につき，会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合，残存新株予約権は消滅し，再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし，以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を，合併契約，吸収分割契約，新設分割計画，株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

　　①　交付する再編対象会社の新株予約権の数

　　　　残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に，組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

　　②　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

　　　　再編対象会社の普通株式とする。

　　③　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

　　　　組織再編行為の条件等を勘案のうえ，合理的に決定される数とする。

　　④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

　　　　組織再編行為の条件等を勘案のうえ，前記（３）で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に前記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

　　⑤　新株予約権を行使することができる期間

　　　　前記（４）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から，前記（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

　　⑥　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

　　　　前記（５）に準じて決定する。

　　⑦　新株予約権の取得事由

　　　　前記（８）に準じて決定する。

（10）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

　　　新株予約権の行使により発行または交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には，これを切り捨てるものとする。

４　新株予約権と引換えに払い込む金銭

　　新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。

５　募集新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）

　　平成○年○月○日

**第２号議案　　取締役の報酬改定の件**

　議長は，上記第１号議案が承認決議されたことに伴い，今日現在の当社取締役の報酬額に加え，当社取締役に対してストック・オプションとして発行される上記第１号議案記載の新株予約権に関する報酬等の額につき，以下に記載する相当額を上限としたい旨説明したところ，満場一致をもって承認可決された。

　追加される報酬等の額

　取締役　割当日において算出される新株予約権○個分の公正な評価額

　以上をもって議題の審議を終了したので，議長は閉会を宣した。

上記の議事を明確にするため，この議事録を作成する。

平成　　年　　月　　日

　　　　　　〇〇株式会社臨時株主総会

議事録作成者　代表取締役　　〇　〇　〇　〇

（別紙）

対象者一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　　名 | 地　　位 | 引受新株予約権数 |
| １ |  |  | 個 |
| ２ |  |  | 個 |
| ３ |  |  | 個 |
| 合計 |  |  | 個 |